

債務保証書

200円

割印

収入印紙

【借受人】

_____ 学部・研究科
_____ 課程 _____ 年次
平成・令和 _____ 年入(進)学
学生番号 _____
氏名 _____

学生小口現金貸付要項を熟知し、上記の者の在学中における借用金につきましては、万一返済不能の場合がありましても、私が借受人に代わり債務を負うことを保証します。

令和 年 月 日

【連帯保証人】

借受人との続柄

現住所 〒

連絡先 () —

印

京都大学教育推進・学生支援部学生課長 殿

貸付金額が30,000円を超えるものについては、2名の連帯保証人からの債務保証書をそれぞれ提出するものとする。

(注) 連帯保証人の異動については、直ちに学生課奨学掛へ届け出ること。

学生小口現金貸付要項(抄)

1. 学生への小口現金の貸付け(以下「貸付」という。)は、国立大学法人京都大学小口現金取扱要領その他に別段の定めがある場合を除くほか、この要項の定めるところによる。
2. この貸付は、本学正規課程の学生(ただし、休学及び停学中の者は除く。)であって緊急又は不時の出費を要し、真に困窮している者に対し、救急的経済援助を行うことを目的とする。
3. 貸付金額は、10,000円、20,000円、30,000円、40,000円、50,000円のうち、いずれかとする。
4. 貸付を希望する者は、所定の貸付申込書及び借用証書に必要事項を記載し、連帯保証人が記名押印した債務保証書を添えて教育推進・学生支援部学生課に提出するものとする。貸付金額が30,000円を超えるものについては、2名の連帯保証人からの債務保証書をそれぞれ提出するものとする。
ただし、貸付金額が10,000円のものについては、所定の貸付申込書及び借用証書を教育推進・学生支援部学生課に提出するものとする。
5. (略)
6. (略)
7. 連帯保証人は、本人の父母、又はこれに代わるべき者とし、独立の生計を営む者でなければならない。
ただし、やむを得ない事情により上記の連帯保証人を立てることが困難な場合は、本学教職員のうち教育推進・学生支援部学生課長が適当と認めた者を連帯保証人とすることができます。
8. 貸付金の返済は、月賦その他の方法によるものとし、返済期間は原則として3か月以内とする。
ただし、貸付金額が10,000円のものについては、原則として1か月以内とし、特段の理由による場合は2か月まで延長することができるものとする。
9. 当該年度卒業予定者については、前項の規定にかかわらず返済期間は卒業予定期日を超えることができない。
10. 返済未了の者については、返済を完了するまで、新たな貸付は行わない。
11. 返済期日が到来しても、まだ返済を完了していない者については、適宜督促を行い、又は連帯保証人に対し履行の要求を行う等、債権の保全に務めるものとする。
12. この貸付金に関する事務は、教育推進・学生支援部学生課において処理する。